

協議会の事務に従事する職員の定数及び市町別の配分を定めることについて

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約第10条第2項に規定する、協議会の担任する事務に従事する職員の定数及び当該定数の関係市町の配分については、次のとおり定める。

職員の定数	関係市町の配分				
	木更津市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	鴨川市・ 南房総市 ・鋸南町
6人	1人	1人	2人	1人	1人

附 則

この協議は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この協議は、令和3年4月1日から適用する。